

議案第30号

松阪市市町村整備型浄化槽の整備に関する条例の一部改正について

松阪市市町村整備型浄化槽の整備に関する条例（平成17年松阪市条例第151号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月17日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市市町村整備型浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例  
松阪市市町村整備型浄化槽の整備に関する条例（平成17年松阪市条例第151号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松阪市公共浄化槽の整備に関する条例

第1条中「市町村整備型」を「公共」に改める。

第2条第4項を削り、同条第5項中「標準工事」を「設置工事」に、「普通土を主とする掘削工事、基礎工事、通常の駐車場仕様以外のスラブ工事、流入管及び排水管それぞれ1.0メートルを布設する」を「及び本体の設置に必要な」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 この条例において「更新工事」とは、市が設置又は管理している既設の浄化槽本体の更新及び更新に必要な工事をいう。

第3条（見出しを含む。）中「処理区域」を「処理促進区域」に改める。

第4条第1項中「処理区域」を「処理促進区域」に、同条第2項、第4項及び第5項中「承認」を「同意」に改める。

第6条第1項中「その工事費について別表に定める分担金を」を「設置工事費の10分の1を分担金として」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、更新工事についても適用する。

第6条第3項中「前項の規定による額」を「前2項の規定による分担金の額」に改め、「当該額及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第14条第1項中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改め、同項ただし書中「第6条第1項の規定により定められた額のうち、」を削り、同条第2項中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(松阪市市町村整備型浄化槽基金条例の一部改正)
- 2 松阪市市町村整備型浄化槽基金条例（平成17年松阪市条例第89号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
松阪市公共浄化槽基金条例  
第1条中「市町村整備型」を「公共」に改める。  
(松阪市市町村整備型浄化槽減債基金条例の一部改正)
- 3 松阪市市町村整備型浄化槽減債基金条例（平成17年松阪市条例第90号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
松阪市公共浄化槽減債基金条例  
第1条中「市町村整備型」を「公共」に改める。